

水質検査(浄水) 27箇所		
No.	採水場所	: 浄水場系統
1	柏原町柏原 認定こども園ミライズにじ	: 母坪浄水場系
2	柏原町下小倉 子育てセンター	: 母坪浄水場系
3	氷上町稲継 稲継公民館	: 氷上中央浄水場系
4	氷上町清住 清住公民館	: 氷上中央浄水場系
5	氷上町氷上 交流センター	: 栈敷浄水場系
6	氷上町朝阪 朝阪公民館	: 氷上南浄水場系
7	春日町古河 古河公民館	: 氷上南浄水場系
8	青垣町大稗 大稗集会所	: 市原浄水場系
9	青垣町東芦田 芦谷公民館	: 西芦田浄水場系
10	氷上町沼 沼公民館	: 西芦田浄水場系
11	春日町野上野 消防本部山東出張所	: 大嶋浄水場系
12	春日町柚津 柚津公民館	: 大嶋浄水場系
13	春日町国領 国領ふるさと館	: 東中浄水場系
14	春日町下三井庄 総合運動公園	: 上三井庄浄水場系
15	春日町野瀬 野瀬集落センター	: 上三井庄浄水場系
16	春日町小多利 小多利公民館	: 多利浄水場系
17	春日町歌道谷 歌道谷公民館	: 歌道谷浄水場系
18	山南町谷川11区地内	: 山南浄水場系
19	山南町阿草地内	: 山南浄水場系
20	山南町岩屋 石龕寺ポンプ所	: 山南浄水場系
21	山南町坂尻 農産物集出荷施設	: 和田浄水場系
22	市島町樽井 樽井公民館	: 友政浄水場系
23	市島町徳尾 大杉公民館	: 新友政浄水場系
24	市島町市島 市島公民館	: 上垣浄水場系
25	市島町白毫寺 白毫寺公民館	: 上垣浄水場系
26	市島町北奥 後地公民館	: 上垣浄水場系
27	市島町戸平 戸平公民館	: 戸平浄水場系

採水場所：認定こども園ミライズにじ

番号	項目名	基準値	令和8年度 水質検査結果(浄水)												
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
			9日	14日	11日										
			11:28	11:51	10:22										
1	一般細菌	100 1mlの検水で集菌数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず										
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず										
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること			0.0003 未満										
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること			0.00005 未満										
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること			0.001 未満										
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満	0.001 未満										
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満	0.001 未満										
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること			0.002 未満										
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること			0.004 未満										
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満	0.001 未満										
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること			0.59										
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること			0.11										
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること			0.02										
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること			0.0002 未満										
15	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること			0.005 未満										
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること			0.004 未満										
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること			0.002 未満										
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること			0.001 未満										
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること			0.001 未満										
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸(別名PFOS)及びペルフルオロオクタノ酸(別名PFOA)	0.00005 mg/L以下であること			0.000005 未満										
21	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること			0.001 未満										
22	塩素酸	0.6 mg/L以下であること		0.06 未満	0.06 未満										
23	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること		0.002 未満	0.002 未満										
24	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること		0.002 未満	0.002 未満										
25	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること		0.003 未満	0.003 未満										
26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること		0.008 未満	0.008 未満										
27	臭素酸	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満	0.001 未満										
28	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびプロロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること		0.020	0.010										
29	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること		0.003 未満	0.003 未満										
30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること		0.005 未満	0.004										
31	ブロモホルム	0.09 mg/L以下であること		0.005 未満	0.005 未満										
32	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること		0.008 未満	0.008 未満										
33	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること			0.005 未満										
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること			0.02 未満										
35	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること		0.03 未満	0.03 未満										
36	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること			0.01 未満										
37	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること			23										
38	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること		0.005 未満	0.005 未満										
39	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	47.4	47.9	46.6										
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること		105	107										
41	蒸発残留物	500 mg/L以下であること		230	238										
42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること			0.02 未満										
43	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満										
44	1, 2, 7, 7-テトラメチルビスクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルレイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満										
45	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること			0.005 未満										
46	フェノール類	0.005 mg/L以下であること			0.0005 未満										
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L以下であること	0.6	0.6	0.6										
48	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	5.8~8.6 -	7.35	7.29	7.32										
49	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない										
50	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない										
51	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満										
52	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満										
	水温		15.9	19.2	21.0										
	残留塩素	0.10 以上	0.50	0.50	0.45										

採水場所：下小倉 子育てセンター

[illegible]

番号	項目名	基準値	令和8年度 水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			14日 11:24	13日 11:03	9日 11:06									
1	一般細菌	100 1mlの検水中集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず									
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず									
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること												
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること												
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること												
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること												
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること												
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること												
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること												
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること												
15	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること												
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること												
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること												
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
20	ペルフルオロ(オクタノー-1-スルホン酸(別名PFOS)及びペルフルオロオクタナ酸(別名PFOA)	0.00005 mg/L以下であること												
21	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること												
22	塩素酸	0.6 mg/L以下であること												
23	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること												
24	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること												
25	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること												
26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること												
27	臭素酸	0.01 mg/L以下であること												
28	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブromoジクロロメタンおよびブromホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること												
29	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること												
30	ブromoジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること												
31	ブromホルム	0.09 mg/L以下であること												
32	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること												
33	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること												
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること												
35	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること												
36	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること												
37	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること												
38	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること												
39	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	8.4	8.6	8.5									
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること												
41	蒸発残留物	500 mg/L以下であること												
42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること												
43	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフトレニ-4a(2H)-オール(別名ジェオスミン)	0.00001 mg/L以下であること												
44	1, 2, 7, 7-тетраметилбисхлор[2, 2, 1]гептан-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること												
45	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること												
46	フェノール類	0.005 mg/L以下であること												
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満									
48	PH値	5.8~8.6 -	6.65	6.63	6.63									
49	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない									
50	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない									
51	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満									
52	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満									
	水温		16.4	20.0	21.8									
	残留塩素	0.10 以上	0.40	0.35	0.40									

採水場所：清住公民館

番号	項目名	基準値	令和8年度 水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			14日 11:49	13日 11:38	9日 11:29									
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず									
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず									
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること												
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること												
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること												
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること												
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること												
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること												
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること												
15	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること												
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること												
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること												
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸(別名PFOS)及びペルフルオロオクタナ酸(別名PFOA)	0.00005 mg/L以下であること												
21	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること												
22	塩素酸	0.6 mg/L以下であること		0.06 未満										
23	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること		0.002 未満										
24	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること		0.001 未満										
25	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること		0.003 未満										
26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること		0.001 未満										
27	臭素酸	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
28	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびブロロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること		0.010 未満										
29	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること		0.003 未満										
30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること		0.001 未満										
31	ブロモホルム	0.09 mg/L以下であること		0.005 未満										
32	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること		0.008 未満										
33	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること												
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること												
35	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること		0.03 未満										
36	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること												
37	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること												
38	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること		0.005 未満										
39	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	8.3	8.5	8.5									
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること		29.7										
41	蒸発残留物	500 mg/L以下であること		78										
42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること												
43	(4s, 4aS, 8aR) -オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H) -オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満									
44	1, 2, 7, 7-テトラメチルビスクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満									
45	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること												
46	フェノール類	0.005 mg/L以下であること												
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガナ酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満									
48	PH値	5.8～8.6 -	6.84	6.83	6.80									
49	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない									
50	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない									
51	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満									
52	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満									
	水温		16.2	19.4	21.9									
	残留塩素	0.10 以上	0.40	0.30	0.35									

番号	項目名	基準値	令和8年度 水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			14日 12:10	13日 12:00	9日 11:51									
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず									
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず									
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること												
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること												
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること												
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること												
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること												
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること												
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること												
15	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること												
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること												
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること												
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸(別名PFOS)及びペルフルオロオクタナ酸(別名PFOA)	0.00005 mg/L以下であること												
21	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること												
22	塩素酸	0.6 mg/L以下であること		0.06 未満										
23	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること		0.002 未満										
24	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること		0.001 未満										
25	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること		0.003 未満										
26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること		0.001 未満										
27	臭素酸	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
28	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびブロロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること		0.010 未満										
29	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること		0.003 未満										
30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること		0.001 未満										
31	ブロモホルム	0.09 mg/L以下であること		0.005 未満										
32	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること		0.008 未満										
33	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること												
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること												
35	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること		0.03 未満										
36	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること												
37	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること												
38	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること		0.005 未満										
39	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	7.2	7.2	7.2									
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること		37.6										
41	蒸発残留物	500 mg/L以下であること		84										
42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること												
43	(4s, 4aS, 8aR) -オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H) -オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満									
44	1, 2, 7, 7-テトラメチルビスクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満									
45	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること												
46	フェノール類	0.005 mg/L以下であること												
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満									
48	PH値	5.8～8.6 -	6.51	6.54	6.51									
49	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない									
50	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない									
51	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満									
52	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満									
	水温		15.9	19.6	22.4									
	残留塩素	0.10 以上	0.35	0.35	0.30									

[illegible]

番号	項目名	基準値	令和8年度 水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			9日 10:55	14日 11:05	11日 11:30									
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず									
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず									
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること												
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること												
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること		0.001										
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること												
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること												
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること												
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること												
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること												
15	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること												
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること												
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること												
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸(別名PFOS)及びペルフルオロオクタナ酸(別名PFOA)	0.00005 mg/L以下であること												
21	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること												
22	塩素酸	0.6 mg/L以下であること		0.06 未満										
23	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること		0.002 未満										
24	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること		0.001 未満										
25	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること		0.003 未満										
26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること		0.001										
27	臭素酸	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
28	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびブロロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること		0.010 未満										
29	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること		0.003 未満										
30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること		0.001 未満										
31	ブロモホルム	0.09 mg/L以下であること		0.005 未満										
32	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること		0.008 未満										
33	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること												
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること												
35	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること		0.03 未満										
36	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること												
37	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること												
38	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること		0.005 未満										
39	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	20.8	21.3	20.9									
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること		59.0										
41	蒸発残留物	500 mg/L以下であること		126										
42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること												
43	(4s, 4aS, 8aR) -オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H) -オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満									
44	1, 2, 7, 7-テトラメチルビスクロ[2. 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満									
45	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること												
46	フェノール類	0.005 mg/L以下であること												
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満									
48	PH値	5.8～8.6 -	7.16	7.14	7.09									
49	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない									
50	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない									
51	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満									
52	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満									
	水温		15.2	20.2	22.9									
	残留塩素	0.10 以上	0.40	0.30	0.40									

番号	項目名	基準値	令和8年度 水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			9日 11:46	14日 12:20	11日 12:09									
1	一般細菌	100 1mlの検水で集菌数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず									
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず									
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること												
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること												
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること												
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること												
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること												
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること												
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること												
15	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること												
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること												
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること												
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸(別名PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)	0.00005 mg/L以下であること												
21	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること												
22	塩素酸	0.6 mg/L以下であること		0.06 未満										
23	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること		0.002 未満										
24	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること		0.001										
25	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること		0.003 未満										
26	ジブromクロロメタン	0.1 mg/L以下であること		0.001										
27	臭素酸	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
28	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブromクロロメタン、ブromジクロロメタンおよびブromホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること		0.010 未満										
29	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること		0.003 未満										
30	ブromジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること		0.001										
31	ブromホルム	0.09 mg/L以下であること		0.005 未満										
32	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること		0.008 未満										
33	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること												
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること												
35	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること		0.03 未満										
36	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること												
37	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること												
38	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること		0.005 未満										
39	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	6.1	5.9	6.0									
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること		28.9										
41	蒸発残留物	500 mg/L以下であること		61										
42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること												
43	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満									
44	1, 2, 7, 7-テトラメチルビシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満									
45	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること												
46	フェノール類	0.005 mg/L以下であること												
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満									
48	PH値	5.8~8.6 -	6.89	6.83	6.90									
49	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない									
50	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない									
51	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満									
52	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満									
	水温		13.3	18.2	20.4									
	残留塩素	0.10 以上	0.35	0.30	0.30									

番号	項目名	基準値	令和8年度 水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			9日 11:16	14日 11:50	11日 11:42									
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず									
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず									
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること												
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること												
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること												
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること												
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること												
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること												
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること												
15	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること												
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること												
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること												
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸(別名PFOS)及びペルフルオロオクタナ酸(別名PFOA)	0.00005 mg/L以下であること												
21	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること												
22	塩素酸	0.6 mg/L以下であること		0.06 未満										
23	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること		0.002 未満										
24	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること		0.001 未満										
25	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること		0.003 未満										
26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること		0.001 未満										
27	臭素酸	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
28	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびブロロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること		0.010 未満										
29	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること		0.003 未満										
30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること		0.001 未満										
31	ブロモホルム	0.09 mg/L以下であること		0.005 未満										
32	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること		0.008 未満										
33	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること												
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること												
35	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること		0.03 未満										
36	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること												
37	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること												
38	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること		0.005 未満										
39	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	6.4	6.5	6.1									
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること		27.0										
41	蒸発残留物	500 mg/L以下であること		62										
42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること												
43	(4s, 4aS, 8aR) -オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H) -オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満									
44	1, 2, 7, 7-テトラメチルビスクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満									
45	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること												
46	フェノール類	0.005 mg/L以下であること												
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満									
48	PH値	5.8～8.6 -	6.88	6.78	6.85									
49	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない									
50	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない									
51	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満									
52	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満									
	水温		13.6	19.2	22.0									
	残留塩素	0.10 以上	0.35	0.25	0.35									

番号	項目名	基準値	令和8年度 水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			14日	13日	9日									
			12:26	12:25	12:09									
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず									
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず									
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること												
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること												
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること												
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること												
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること												
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること												
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること												
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること												
15	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること												
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること												
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること												
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)	0.00005 mg/L以下であること												
21	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること												
22	塩素酸	0.6 mg/L以下であること												
23	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること												
24	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること												
25	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること												
26	ジブromoklorometan	0.1 mg/L以下であること												
27	臭素酸	0.01 mg/L以下であること												
28	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブromoklorometan、ブromojiklorometanおよびブromoholmのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること												
29	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること												
30	ブromojiklorometan	0.03 mg/L以下であること												
31	ブromoholm	0.09 mg/L以下であること												
32	ホルムアルデhid	0.08 mg/L以下であること												
33	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること												
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること												
35	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること												
36	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること												
37	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること												
38	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること												
39	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	6.4	6.5	6.2									
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること												
41	蒸発残留物	500 mg/L以下であること												
42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること												
43	(4s, 4aS, 8aR)-オクタhidロ-4, 8a-ジメチルナフトALEN-4a(2H)-オール(別名ジェオスミン)	0.00001 mg/L以下であること												
44	1, 2, 7, 7-тетраメチルбисхлор[2, 2, 1]heптан-2-オール(別名2-メチルイソбонオール)	0.00001 mg/L以下であること												
45	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること												
46	フェノール類	0.005 mg/L以下であること												
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満									
48	PH値	5.8~8.6 -	6.98	6.97	6.81									
49	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない									
50	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない									
51	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満									
52	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満									
	水温		15.3	19.0	22.5									
	残留塩素	0.10 以上	0.35	0.40	0.40									

[illegible]

番号	項目名	基準値	令和8年度 水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			9日 9:48	14日 9:37	11日 12:07									
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず									
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず									
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること												
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること												
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること												
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること												
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること												
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること												
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること												
15	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること												
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること												
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること												
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸(別名PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA))	0.00005 mg/L以下であること												
21	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること												
22	塩素酸	0.6 mg/L以下であること		0.06 未満										
23	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること		0.002 未満										
24	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること		0.001 未満										
25	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること		0.003 未満										
26	ジブromクロロメタン	0.1 mg/L以下であること		0.001										
27	臭素酸	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
28	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブromクロロメタン、ブromジクロロメタンおよびブromホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること		0.010 未満										
29	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること		0.003 未満										
30	ブromジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること		0.001 未満										
31	ブromホルム	0.09 mg/L以下であること		0.005 未満										
32	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること		0.008 未満										
33	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること												
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること												
35	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること		0.03 未満										
36	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること												
37	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること												
38	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること		0.005 未満										
39	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	23.8	24.0	22.7									
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること		40.2										
41	蒸発残留物	500 mg/L以下であること		110										
42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること												
43	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満									
44	1, 2, 7, 7-テトラメチルビシクロ[2. 2. 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満									
45	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること												
46	フェノール類	0.005 mg/L以下であること												
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満									
48	PH値	5.8~8.6 -	6.81	6.87	6.82									
49	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない									
50	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない									
51	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満									
52	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満									
	水温		14.8	19.5	22.2									
	残留塩素	0.10 以上	0.40	0.25	0.20									

番号	項目名	基準値	令和8年度 水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			9日 10:39	14日 10:40	11日 11:27									
1	一般細菌	100 1mlの検水で集菌数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず									
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず									
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること												
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること												
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること												
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること												
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること												
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること												
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること												
15	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること												
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること												
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること												
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸(別名PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA))	0.00005 mg/L以下であること												
21	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること												
22	塩素酸	0.6 mg/L以下であること		0.06 未満										
23	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること		0.002 未満										
24	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること		0.007										
25	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること		0.003 未満										
26	ジブromクロロメタン	0.1 mg/L以下であること		0.001 未満										
27	臭素酸	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
28	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブromクロロメタン、ブromモジクロロメタンおよびブromホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること		0.010										
29	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること		0.003 未満										
30	ブromモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること		0.004										
31	ブromホルム	0.09 mg/L以下であること		0.005 未満										
32	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること		0.008 未満										
33	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること												
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること												
35	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること		0.03 未満										
36	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること												
37	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること												
38	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること		0.005 未満										
39	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	4.9	4.8	4.7									
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること		18.4										
41	蒸発残留物	500 mg/L以下であること		51										
42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること												
43	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満									
44	1, 2, 7, 7-テトラメチルビシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満									
45	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること												
46	フェノール類	0.005 mg/L以下であること												
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.4	0.3	0.6									
48	PH値	5.8~8.6 -	7.44	7.41	7.37									
49	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない									
50	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない									
51	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満									
52	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満									
	水温		14.2	19.1	21.1									
	残留塩素	0.10 以上	0.40	0.40	0.20									

[illegible]

番号	項目名	基準値	令和8年度 水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			9日 10:20	14日 10:14	11日 11:42									
1	一般細菌	100 1mlの検水で集菌数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず									
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず									
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること												
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること												
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること												
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること												
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること												
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること												
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること												
15	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること												
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること												
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること												
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)及びペルフルオロオクタノール(別名PFOA)	0.00005 mg/L以下であること												
21	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること												
22	塩素酸	0.6 mg/L以下であること		0.43										
23	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること		0.002 未満										
24	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること		0.023										
25	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること		0.010										
26	ジブromクロロメタン	0.1 mg/L以下であること		0.001 未満										
27	臭素酸	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
28	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブromクロロメタン、ブromモジクロロメタンおよびブromホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること		0.030										
29	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること		0.010										
30	ブromモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること		0.005										
31	ブromホルム	0.09 mg/L以下であること		0.005 未満										
32	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること		0.008 未満										
33	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること												
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること		0.02 未満										
35	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること		0.03 未満										
36	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること												
37	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること												
38	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること		0.005 未満										
39	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	7.5	7.9	7.8									
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること		23.6										
41	蒸発残留物	500 mg/L以下であること		52										
42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること												
43	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること	0.000002	0.000001	0.000002									
44	1, 2, 7, 7-テトラメチルビスピクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満									
45	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること												
46	フェノール類	0.005 mg/L以下であること												
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.7	0.6	0.7									
48	PH値	5.8~8.6 -	7.47	7.45	7.57									
49	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない									
50	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない									
51	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満									
52	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満									
	水温		13.5	18.1	22.5									
	残留塩素	0.10 以上	0.40	0.40	0.15									

令和8年度 水質検査結果(浄水)														
番号	項目名	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			9日 9:19	14日 9:07	11日 12:31									
1	一般細菌	100 1mlの検水中集菌数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず									
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず									
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること												
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること												
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること												
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること												
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること												
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること												
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること												
15	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること												
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること												
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること												
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸(別名PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA))	0.00005 mg/L以下であること												
21	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること												
22	塩素酸	0.6 mg/L以下であること		0.06 未満										
23	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること		0.002 未満										
24	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること		0.008										
25	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること		0.003										
26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること		0.001 未満										
27	臭素酸	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
28	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブromoジクロロメタンおよびブromホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること		0.010										
29	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること		0.005										
30	ブromoジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること		0.003										
31	ブromoホルム	0.09 mg/L以下であること		0.005 未満										
32	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること		0.008 未満										
33	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること												
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること												
35	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること		0.03 未満										
36	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること												
37	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること												
38	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること		0.005 未満										
39	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	4.8	4.9	4.6									
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること		9.1										
41	蒸発残留物	500 mg/L以下であること		27										
42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること												
43	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満									
44	1, 2, 7, 7-テトラメチルビシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満									
45	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること												
46	フェノール類	0.005 mg/L以下であること												
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.6	0.4	0.8									
48	PH値	5.8～8.6 -	7.05	7.02	6.95									
49	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない									
50	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない									
51	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満									
52	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満									
	水温		13.0	18.0	21.3									
	残留塩素	0.10 以上	0.40	0.30	0.25									

番号	項目名	基準値	令和8年度 水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			9日 11:12	14日 11:25	11日 10:55									
1	一般細菌	100 1mlの検水で集菌数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず									
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず									
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること												
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること												
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること												
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること												
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること												
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること												
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること												
15	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること												
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること												
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること												
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸(別名PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA))	0.00005 mg/L以下であること												
21	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること												
22	塩素酸	0.6 mg/L以下であること		0.06 未満										
23	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること		0.002 未満										
24	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること		0.001 未満										
25	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること		0.003 未満										
26	ジブromクロロメタン	0.1 mg/L以下であること		0.001 未満										
27	臭素酸	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
28	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブromクロロメタン、ブromモジクロロメタンおよびブromホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること		0.010 未満										
29	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること		0.003 未満										
30	ブromモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること		0.001 未満										
31	ブromホルム	0.09 mg/L以下であること		0.005 未満										
32	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること		0.008 未満										
33	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること												
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること												
35	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること		0.03 未満										
36	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること												
37	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること												
38	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること		0.005 未満										
39	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	4.4	4.5	4.5									
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること		22.9										
41	蒸発残留物	500 mg/L以下であること		45										
42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること												
43	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満									
44	1, 2, 7, 7-テトラメチルビシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満									
45	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること												
46	フェノール類	0.005 mg/L以下であること												
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満									
48	PH値	5.8~8.6 -	7.34	7.19	7.24									
49	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない									
50	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない									
51	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満									
52	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満									
	水温		13.9	18.0	19.6									
	残留塩素	0.10 以上	0.30	0.40	0.30									

番号	項目名	基準値	令和8年度 水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			14日	13日	9日									
			10:04	9:36	9:47									
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず									
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず									
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること												
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること												
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること												
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること												
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること												
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること												
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること												
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること												
15	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること												
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること												
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること												
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸(別名PFOS)及びペルフルオロオクタナ酸(別名PFOA))	0.00005 mg/L以下であること												
21	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること												
22	塩素酸	0.6 mg/L以下であること												
23	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること												
24	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること												
25	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること												
26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること												
27	臭素酸	0.01 mg/L以下であること												
28	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびブロロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること												
29	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること												
30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること												
31	ブロモホルム	0.09 mg/L以下であること												
32	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること												
33	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること												
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること												
35	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること												
36	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること												
37	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること												
38	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること												
39	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	10.9	10.2	11.4									
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること												
41	蒸発残留物	500 mg/L以下であること												
42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること												
43	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること												
44	1, 2, 7, 7-テトラメチルビスクロ[2.2.1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること												
45	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること												
46	フェノール類	0.005 mg/L以下であること												
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.3	0.3	0.4									
48	PH値	5.8～8.6 -	7.21	7.19	7.19									
49	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない									
50	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない									
51	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満									
52	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満									
	水温		13.8	17.3	19.6									
	残留塩素	0.10 以上	0.40	0.35	0.30									

番号	項目名	基準値	令和8年度 水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			14日 9:40	13日 9:10	9日 9:20									
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず									
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず									
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること												
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること												
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること												
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること												
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること												
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること												
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること												
15	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること												
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること												
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること												
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸(別名PFOS)及びペルフルオロオクタナ酸(別名PFOA)	0.00005 mg/L以下であること												
21	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること												
22	塩素酸	0.6 mg/L以下であること		0.06 未満										
23	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること		0.002 未満										
24	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること		0.002										
25	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること		0.003 未満										
26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること		0.003										
27	臭素酸	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
28	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびブロロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること		0.010 未満										
29	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること		0.003 未満										
30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること		0.003										
31	ブロモホルム	0.09 mg/L以下であること		0.005 未満										
32	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること		0.008 未満										
33	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること												
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること												
35	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること		0.03 未満										
36	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること												
37	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること												
38	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること		0.005 未満										
39	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	11.0	10.3	11.4									
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること		52.0										
41	蒸発残留物	500 mg/L以下であること		108										
42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること												
43	(4s, 4aS, 8aR) -オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H) -オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満									
44	1, 2, 7, 7-テトラメチルビスクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満									
45	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること												
46	フェノール類	0.005 mg/L以下であること												
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.3	0.3	0.3									
48	PH値	5.8～8.6 -	7.25	7.14	7.20									
49	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない									
50	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない									
51	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満									
52	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満									
	水温		15.8	19.7	21.5									
	残留塩素	0.10 以上	0.35	0.40	0.25									

番号	項目名	基準値	令和8年度 水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			14日 10:30	13日 10:00	9日 10:10									
1	一般細菌	100 1mlの検水で菌落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず									
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず									
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること												
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること												
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること												
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること												
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること												
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること												
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること												
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること												
15	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること												
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること												
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること												
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸(別名PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)	0.00005 mg/L以下であること												
21	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること												
22	塩素酸	0.6 mg/L以下であること												
23	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること												
24	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること												
25	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること												
26	ジブromクロロメタン	0.1 mg/L以下であること												
27	臭素酸	0.01 mg/L以下であること												
28	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブromクロロメタン、ブromジクロロメタンおよびブromホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること												
29	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること												
30	ブromジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること												
31	ブromホルム	0.09 mg/L以下であること												
32	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること												
33	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること												
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること												
35	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること												
36	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること												
37	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること												
38	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること												
39	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	11.1	10.2	11.4									
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること												
41	蒸発残留物	500 mg/L以下であること												
42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること												
43	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること												
44	1, 2, 7, 7-テトラメチルビシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること												
45	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること												
46	フェノール類	0.005 mg/L以下であること												
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.3	0.3 未満	0.4									
48	PH値	5.8~8.6 -	7.17	7.10	7.15									
49	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない									
50	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない									
51	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満									
52	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満									
	水温		14.2	18.6	19.0									
	残留塩素	0.10 以上	0.35	0.40	0.30									

		令和8年度 水質検査結果(浄水)												
番号	項目名	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			14日	13日	9日									
			10:54	10:25	10:36									
1	一般細菌	100 1mlの検水中集菌数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず									
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず									
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること												
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること												
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること												
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること												
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること												
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること												
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること												
15	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること												
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること												
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること												
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸(別名PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA))	0.00005 mg/L以下であること												
21	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること												
22	塩素酸	0.6 mg/L以下であること		0.06 未満										
23	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること		0.002 未満										
24	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること		0.001 未満										
25	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること		0.003 未満										
26	ジブromクロロメタン	0.1 mg/L以下であること		0.001 未満										
27	臭素酸	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
28	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブromクロロメタン、ブromジクロロメタンおよびブromホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること		0.010 未満										
29	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること		0.003 未満										
30	ブromジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること		0.001 未満										
31	ブromホルム	0.09 mg/L以下であること		0.005 未満										
32	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること		0.008 未満										
33	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること												
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること		0.02 未満										
35	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること		0.03 未満										
36	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること												
37	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること												
38	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること		0.005 未満										
39	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	5.1	5.1	4.6									
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること		18.1										
41	蒸発残留物	500 mg/L以下であること		57										
42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること												
43	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満									
44	1, 2, 7, 7-テトラメチルビシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満									
45	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること												
46	フェノール類	0.005 mg/L以下であること												
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満									
48	PH値	5.8～8.6 -	6.39	6.40	6.45									
49	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない									
50	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない									
51	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満									
52	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満									
	水温		17.7	19.3	22.1									
	残留塩素	0.10 以上	0.35	0.35	0.30									

[illegible]

番号	項目名	基準値	令和8年度 水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			9日 10:05	14日 10:04	11日 10:21									
1	一般細菌	100 1mlの検水で集菌数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず									
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず									
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること												
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること												
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること												
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること												
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること												
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること												
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること												
15	1，4－ジオキサン	0.05 mg/L以下であること												
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること												
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること												
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
20	ペルフルオロ(オクタン－1－スルホン酸(別名PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA))	0.00005 mg/L以下であること												
21	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること												
22	塩素酸	0.6 mg/L以下であること		0.06 未満										
23	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること		0.002 未満										
24	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること		0.001 未満										
25	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること		0.003 未満										
26	ジブromokklorometan	0.1 mg/L以下であること		0.002										
27	臭素酸	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
28	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブromokklorometan、ブromojikukurometanおよびブromohorumuのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること		0.010 未満										
29	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること		0.003 未満										
30	ブromojikukurometan	0.03 mg/L以下であること		0.001 未満										
31	ブromohorumu	0.09 mg/L以下であること		0.005 未満										
32	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること		0.008 未満										
33	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること												
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること												
35	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること		0.03 未満										
36	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること												
37	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること												
38	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること		0.005 未満										
39	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	19.8	19.8	20.1									
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること		45.7										
41	蒸発残留物	500 mg/L以下であること		121										
42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること												
43	(4s，4aS，8aR)－オクタヒドロ－4，8a－ジメチルナフタレン－4a(2H)－オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満									
44	1，2，7，7－テトラメチルビスシクロ[2，2，1]ヘプタン－2－オール(別名2－メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満									
45	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること												
46	フェノール類	0.005 mg/L以下であること												
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満									
48	PH値	5.8～8.6 －	7.20	7.12	7.14									
49	味	異常でない －	異常でない	異常でない	異常でない									
50	臭気	異常でない －	異常でない	異常でない	異常でない									
51	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満									
52	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満									
	水温		14.8	20.1	22.2									
	残留塩素	0.10 以上	0.50	0.50	0.45									

番号	項目名	基準値	令和8年度 水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			9日 10:23	14日 10:23	11日 10:38									
1	一般細菌	100 1mlの水で菌落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず									
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず									
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること												
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること												
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること												
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること												
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること												
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること												
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること												
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること												
15	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること												
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること												
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること												
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸(別名PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)	0.00005 mg/L以下であること												
21	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること												
22	塩素酸	0.6 mg/L以下であること												
23	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること												
24	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること												
25	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること												
26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること												
27	臭素酸	0.01 mg/L以下であること												
28	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびプロロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること												
29	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること												
30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること												
31	ブromoホルム	0.09 mg/L以下であること												
32	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること												
33	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること												
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること												
35	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること												
36	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること												
37	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること												
38	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること												
39	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	11.7	11.5	11.6									
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること												
41	蒸発残留物	500 mg/L以下であること												
42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること												
43	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること												
44	1, 2, 7, 7-テトラメチルビシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること												
45	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること												
46	フェノール類	0.005 mg/L以下であること												
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満									
48	PH値	5.8～8.6 -	7.09	6.93	6.88									
49	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない									
50	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない									
51	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満									
52	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満									
	水温		14.3	19.0	20.0									
	残留塩素	0.10 以上	0.30	0.30	0.40									

番号	項目名	基準値	令和8年度 水質検査結果(浄水)											
			4月 9日 10:39	5月 14日 10:40	6月 11日 10:56	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	一般細菌	100 1mlの検水中集菌数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず									
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず									
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること												
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること												
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること												
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること												
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること												
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること												
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること												
15	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること												
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること												
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること												
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸(別名PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA))	0.00005 mg/L以下であること												
21	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること												
22	塩素酸	0.6 mg/L以下であること		0.06 未満										
23	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること		0.002 未満										
24	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること		0.001 未満										
25	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること		0.003 未満										
26	ジブromokクロロメタン	0.1 mg/L以下であること		0.001 未満										
27	臭素酸	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
28	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブromokクロロメタン、ブromोजクロロメタンおよびブromokホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること		0.010 未満										
29	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること		0.003 未満										
30	ブromोजクロロメタン	0.03 mg/L以下であること		0.001 未満										
31	ブromokホルム	0.09 mg/L以下であること		0.005 未満										
32	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること		0.008 未満										
33	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること												
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること												
35	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること		0.03 未満										
36	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること												
37	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること												
38	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること		0.005 未満										
39	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	11.7	11.5	11.7									
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること		66.0										
41	蒸発残留物	500 mg/L以下であること		126										
42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること												
43	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満									
44	1, 2, 7, 7-тетраметилбиспикロ[2, 2, 1]へプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満									
45	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること												
46	フェノール類	0.005 mg/L以下であること												
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満									
48	PH値	5.8～8.6 -	7.25	7.03	7.05									
49	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない									
50	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない									
51	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満									
52	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満									
	水温		15.2	20.0	21.7									
	残留塩素	0.10 以上	0.35	0.30	0.35									

[illegible]

番号	項目名	基準値	令和8年度 水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			9日 9:00	14日 8:50	11日 9:10									
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず									
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず									
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること												
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること												
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること												
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること												
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること												
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること												
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること												
15	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること												
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること												
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること												
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸(別名PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)	0.00005 mg/L以下であること												
21	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること												
22	塩素酸	0.6 mg/L以下であること		0.06 未満										
23	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること		0.002 未満										
24	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること		0.021										
25	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること		0.007										
26	ジブromクロロメタン	0.1 mg/L以下であること		0.001 未満										
27	臭素酸	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
28	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブromクロロメタン、ブromモジクロロメタンおよびブromホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること		0.020										
29	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること		0.014										
30	ブromモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること		0.004										
31	ブromホルム	0.09 mg/L以下であること		0.005 未満										
32	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること		0.008 未満										
33	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること												
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること												
35	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること		0.04										
36	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること												
37	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること												
38	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること		0.005 未満										
39	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	4.8	4.9	5.0									
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること		12.8										
41	蒸発残留物	500 mg/L以下であること		51										
42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること												
43	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満									
44	1, 2, 7, 7-テトラメチルビシクロ[2. 2. 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満									
45	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること												
46	フェノール類	0.005 mg/L以下であること												
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.7	0.6	1.3									
48	PH値	5.8~8.6 -	7.19	7.15	7.07									
49	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない									
50	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない									
51	色度	5 度以下	1 未満	1	2									
52	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満									
	水温		12.4	18.0	20.3									
	残留塩素	0.10 以上	0.60	0.40	0.25									